瑞宝単光章を授ける（以上十月二十七日）
（三等陸佐）有本　昭一　石崎　正能　岩下　勝英　大澗　新
瑞宝単光章を授ける（以上十一月三日）
長尾　久男　長谷川　和彦　向田　富治　城　哲也
瑞宝単光章を授ける（以上十一月四日）
鳥山　勝美　野田本　杉　八木　一義　田中　光臣　田　真郷
瑞宝単光章を授ける（以上十一月五日）
山中　寛　川上　喜美生　木島　博　竹田　政博　井上　正直　井越　喜春　伊藤　金治　高橋　宏幸　上田　正己　水口　三己　中　満　川　昭　和田　武子　森　橋本　今城　亨　相河　喜森　城本　節男　田頭　良一　阪野　実　門下　博信　城田　武征　齋藤　佑佐　齋藤　規雄　奥村　隆昭　田中　昭幸　林　利昭　齋藤　義昭　土井　戰治　新谷　藪下　清男　小玉　德征　森口　貢　石崎　正能　岩下　勝英　大澗　新　禰　雄　大澤　隆　榮　清　松本　秀雄　高澤　秀雄　上園　泰人　山本　芳忠　村上　信男　福地　秋池　菊男　旭日双光章を授ける　旭日単光章を授ける（以上十月二十七日）　瑞宝小綬章を授ける（各通）　瑞宝双光章を授ける（各通）　瑞宝単光章を授ける（以上十月二十八日）　瑞宝双光章を授ける（各通）　瑞宝単光章を授ける（以上十月二十九日）

瑞宝双光章を授ける（各通）
小林　武美　杉浦　昭夫　根岸　千治
橋本　宏　福田　誠　福中　昭二
瑞宝双光章を授ける（各通）
大貫　一清
瑞宝単光章を授ける（以上十月三十日）
大塚　典章　大野　和夫　高木　哲夫
野呂　亮平　吉田　弘　吉原　則光
瑞宝双光章を授ける（各通）
吉井　康三
瑞宝単光章を授ける（以上十一月二十九日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月一日ルーマニア国の国祭日につき、十一月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定について

平成26年11月19日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第４項の規定に基づき、公表する。

平成26年12月２日

農林水産大臣　西川　公也

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　和歌山県日高郡印南町（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

特定保安林の指定の解除について

平成26年11月19日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。

平成26年12月２日

農林水産大臣　西川　公也

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　長野県飯山市、松本市（以上２市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、須坂市、塩尻市、松本市、下水内郡栄村（以上３市１村について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　三重県津市、熊野市、度会郡大紀町、度会郡南伊勢町（以上２市２町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、伊賀市、亀山市、度会郡大紀町、度会郡南伊勢町（以上２市２町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　和歌山県田辺市、日高郡日高川町（以上１市１町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、日高郡日高川町（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　熊本県八代市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

国家試験

平成27年司法試験予備試験の試験

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成27年司法試験予備試験の施行について、次のとおり公告する。

平成26年12月２日

司法試験委員会委員長　山口　厚

1　筆記試験

(1)　短答式試験

ア　期日及び科目

平成27年５月17日（日）

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目

イ　試験地

札幌市又はその周辺　仙台市　東京都　名古屋市　大阪府又はその周辺　広島市　福岡市

(2)　論文式試験

ア　受験資格

短答式試験に合格した者

イ　期日及び科目

平成27年７月11日（土）

憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目

平成27年７月12日（日）

法律実務基礎科目（民事・刑事）、民法、商法、民事訴訟法

ウ　試験地

札幌市　東京都　大阪市　福岡市

2　口述試験

(1)　受験資格

論文式試験に合格した者

(2)　期日

平成27年10月24日（土）及び同年10月25日（日）

(3)　科目

法律実務基礎科目（民事・刑事）

(4)　試験地

東京都又はその周辺

3　出願手続等

(1)　出願期間

平成27年１月19日（月）から同年１月30日（金）まで

なお、平成27年１月30日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

(2)　受験願書の交付

受験願書は、司法試験委員会（所在は４(1)記載のとおり。）において、平成27年１月５日（月）から交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、表に赤字で「司法試験予備試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形２号に140円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会宛て請求すること。

(3)　受験願書の提出

受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前６月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45㎜、横35㎜のもの。）、受験手数料として17,500円分の収入印紙（４枚以内）を所定の箇所に貼り、住民票（出願前６月以内に交付されたもの。）を添付して、出願期間内に司法試験委員会宛て提出すること。

なお、提出方法は、司法試験委員会交付の出願用封筒を用い、書留郵便によるものとする。

4　その他

(1)　受験手続その他受験に関する問合せは、司法試験委員会（〒100―8977　東京都千代田区霞が関１―１―１　法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。

(2)　詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

(3)　行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。